

平成 21 年度 第 2 回返還促進策等検証委員会 議事要旨（案）

1. 日 時 平成 22 年 1 月 27 日（火）10：00～12：00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3 階 真珠

3. 議 事

- (1) 返還促進策等の取組状況について
- (2) アクセンチュアによる回収状況分析及び検証等結果報告
- (3) 自由討議
- (4) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

伊藤委員、斎藤委員、佐原委員、島委員（委員長）、宗野委員、渡辺委員

(○機構)

尾山理事、石矢奨学事業部長、二木奨学事業部副部長

(△文部科学省)

下間学生・留学生課長

5. 議事概要

（事務局及びアクセンチュア株式会社から説明）

◎委員：機関保証加入者については、本人の連絡先を照会するために、本人以外の連絡先欄を設けているが、聞く人を増やすということにプラスして、住所が不明となった際に追跡をしやすくするために聞く情報を増やすということも必要だと思う。例えば、Eメールなどの情報を増やすということに関しての考え方を教えていただきたい。

○機構：Eメールなどでの情報提供ということで、平成23年度以降システム改修を行った上で振替日前にメールで通知すること等を考えている。

◎委員：初期督促を担当している人数と、その雇用形態はどうなっているのか。また、1人に対して1カ月の間に何回督促の架電をしているのか。

○機構：平均して月5万件ほど発生する振替ができなかつた者全員を対象として、最大3回まで架電しており、これは民間の業者に委託している。

◎委員：延滞している者で返還猶予制度を知らないという者が多いという話があったが、初期督促の段階でどういう案内をしているのか。

○機構：電話で督促した際に、返還者から経済的理由で返還困難であるという話があると、必ずそこで返還猶予制度の案内を行うことになっている。また、延滞者に対し振替不能通知を送付しているが、その中にも返還猶予制度について記載している。

◎委員：延滞者の情報を個人信用情報機関に登録をするのであれば、やはりきちんと周知しないといけないと思う。

○機構：個人信用情報機関への登録に関する周知については、現在、振替不能2回目以降の者を対象に、このまま延滞が継続すれば個人情報が個人信用情報機関に登録される旨、案内する予定である。

◎委員：回収プロセスの分析に関する説明の中で、「支払督促申立予告入金者」の話があつたが、これは、法的措置をとると予告をした段階で入金があった者という理解でよいのか。

●アクセセンチュア：そのとおりである。

◎委員：機構と弁護士の連名で、法的措置をとるという文書を出すと、それなりに効果があるという理解でよいか。

●アクセセンチュア：はい。

◎委員：返還前の者が返還をしようとする理由として92パーセントの者は返還は義務と回答したという説明があつたが、逆に8パーセントの者は返還を義務だと思ってないと理解してよいのか。

●アクセセンチュア：はい。

○委員：そうすると、やはりコミュニケーションが大事であり、特にこの返還前の者に対して奨学金は返還の義務があるということを周知徹底する必要がある。

このように意識が低い原因としては、奨学金は未成年者に対して貸し付けるものであることが考えられる。親権者の同意ないし代理を受けて貸し付けてるので法的には問題はないが、やはり本人として自分が借りたという意識が低いのではないか。高等専門学校等が低いのは、15歳ぐらいのときに親が手続きをしていることが背景にはあるのではないかと推察されるので、書面等で周知徹底を図ることは今後も必要だとは思う。

しかし、機構で文書やリーフレットを工夫して作成し送付することに加え、周知徹底を図ることだけでは一定の限界があることから、奨学金貸与中の段階で、返還意識の涵養の機会を設け、それをきちんと受講してもらえるような仕組みを作るのがよいのではないかと思う。

◎委員：延滞率の算出方法も民間金融機関の手法にならった方法ということで、延滞の期間、例えば3カ月以上10年未満のグルーピングがあったが、このうち1年未満というところはもう1つ細かく分かれているのか。

●アクセセンチュア：はい。

◎委員：そうすると、1年未満のところでは、努力の結果に基づくものであるが、1年以上のところとは、違う回収状況になっているのかと思う。3カ月以上10年未満というのは、大きすぎるくくりではないか。1年以上9年以下ということだが、そこにもう1つカテゴリーがあって、そのグルーピングに対する働きかけの仕方と、1年未満の働きかけの仕方は違うと思う。

●アクセセンチュア：ご指摘のとおりであり、3カ月から1年と、1年以降というのは大きくその回収状況が違っている。

例えば、延滞の状況を踏まえ、債権を3つに分類して管理・評価するという説明を行つたが、その区分の最初の線をどこに引くかというと、恐らく延滞3カ月辺りだと考えており、3カ月から大きく回収強化に取り組むことが肝要だと考えている。

債権の分類は、回収がどれぐらいできるかという観点というよりは、一般にリスクが高いと定義されている債権がどこにあるかといった形で捉えている。一般的に3カ月以上の延滞債権を民間ではリスク管理債権と呼んでおり、この率がどの程度かというところで、その金融機関の健全性を計るということが一般的になっている。そういう意味で、この3カ月以上10年未満の債権というのは、指標上は同じ数字になるが、回収がどれぐらいできるかというところでは大きな差異のある債権であるものが一つになっている。ご指摘のとおり、1年以上か1年未満かというのは、回収の取り組みにおいては非常に大きな差を持つものである。

○機構：現在、機関保証制度への加入率は約40パーセントとなっており、12カ月以上延滞なった場合は代位弁済請求が可能であるため、将来的には指標はかなり変わってくると考えている。

◎委員：機構の場合だと、人的保証と機関保証があり、そのうち人的保証は、連帯保証人と保証人を付けることとしているが、通常、保証人には連帯保証を付けるのが一般的なので、連帯保証人を二人にしてはどうか。保証人というとどうしても保証の担保力が弱いという認識から、本人に対する働きかけも弱いかもしれない、将来的な課題としては、保証の性質を変えることも考える必要があると思う。

○機構：連帯保証人は連帯して保証するわけであるから、本人と同じ担保力を持つが、保

証人は催告の抗弁権等があるため、担保力としては少し欠如するかと思う。

一方、機関保証は、12カ月以上延滞した場合に代位弁済する形となっているので、これと比較した場合、人的保証はかなり担保力が劣ると思っている。これはまた、別途の施策の問題になると思うので、委員会等で提言をいただきながら協議したい。

◎委員：返還率は、単年の回収状況を計るのには適しているが、中長期リスクの管理には適さないと思っている。中長期リスクの管理に適する延滞率を導入することは賛成だが、この分母となる総貸付高には、貸与中のもの、在学中の者の数字は入るのか。

●アクセンチュア：入る。

◎委員：そうすると、年間の予算によって分母がかなり変わってしまうので、もしこれを導入するのであれば、返還日に入ったもの、つまり要返還債権という考え方を分母に持ってきたほうが、より指標に適っていると思う。

◎委員：返還率82パーセントという数字の妥当性の検証に関して、大きな問題になってくるのは経済状況だと思う。その経済状況の変動を今回の分析のプロセスでどのように考えていくべきか、ご意見いただきたい。

●アクセンチュア：今回のモデルでは、延滞率の分析に関しては、直近の債権のポートフォリオを用いており、直近分の延滞率には現状の経済状況が反映しているが、この先の経済情勢の推移と、82パーセントとの関連性というところまでの複雑なモデルを組むことはできていない。

◎委員：いずれにせよ返還率82パーセントという数字と経済的な状況というのは、かなり関係が出てくるであろうと考えている。

あと、返還期限の猶予に関して、5年後と10年後では経済状況はあまり変わらないので、猶予期間の5年は妥当だというご指摘があったが、逆に考えると、5年待っても改善しない、もしくは改善できない人たちがいると考えられる。

この人たちの問題にどう対応するか考えた場合、低額の返還で対応するという方法も考えられると思うが、例えば5年たっても返せない人たちにフォーカスを当てた調査を行い、さらに低額、減額で支払える額を調査していくことも大事なのではないかと思う。

したがって、返せるのに返さない人に対して厳しい促進策を設けるということと、返せない人に対する対応というのは分けて考えないといけないということが、やはり重要な論点であるということを改めて述べさせていただきたい。

◎委員：少額の返済制度を導入する場合、現在の機構の規程では、返還は20年以内という上限があり、何らかの規程の改定を伴わなければ、少額弁済にすると上限の20年を超

てしまうこととなるため制度を利用できないということがないように検討していく必要がある。

◎委員：それでは、文部科学省から何かご意見があればいただきたい。

△文部科学省：経済状況が非常に困難な中で、教育事業としての奨学金事業の重要性や、機会の均等を図るという観点からこの奨学金事業を充実させていくことに異論は出ていないが、奨学金事業を健全に、かつ永続的に実施していく体制という観点からはさまざまご意見をいただいている。

19年度末の延滞債権額が多額に上り、その回収強化が課題となつたため、有識者会議の報告をいただき、これにより回収強化のため取り組むメニューは出そろっている。予算の関係もあるため、機構と相談をしながら、これらのメニューについて順次取り組みを進めてきているが、こうした取り組みが十分効果を発揮できているのかどうか、今後、委員会において、現に行われている取り組みについてご検証いただき、また22年度以降の取り組みの方向性についてもご意見をいただきたい。

また、民間金融機関であれば当然償却されているような長期の債権について、国費を投じているので純粋に民間金融機関が行う事業とは性格が異なるという前提があり、償却に進むためには、返還者の状況や住所情報等の把握など、どこまで徹底できているかということがこれまでも議論になっている。

この点に関しては、今回の分析の補助指標を取り入れていく場合に、こうした把握の取り組みがしっかりとできているかどうかが議論になると思うので、ご意見をいただきたい。

また、リーマンショック、ドバイショックを受けた経済状況の悪化が長期化するという予測もある中で、経済的理由で返還困難な方に対する猶予措置、あるいは新たな減額返還制度の導入について取り組んでいる。より一層きめ細かな対応について、機構とともに取り組んでいきたいと考えているので、引き続きご支援を賜りたい。

○ 事務局：外部の有識者の方々、行政刷新会議の事業仕分けにおいて奨学金についてご意見をいただいた有識者や、奨学金事業について強い関心をお持ちの有識者の方々においていただき、ご意見をお伺いして、さらに議論を深めていただければと考えている。

(以上)